

公立大学法人県立広島大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第一号

公立大学法人県立広島大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一 部を改正する規則

公立大学法人県立広島大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成十九年広島県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

第十八条 (略)	改 正 後	第十八条 (略)	改 正 前
(長期借入金の認可の申請)		(長期借入金の認可の申請)	
第十九条 法人は、法第七十九条の三第一項又は第二項の規定により長期借入金の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。		第十九条 法人は、法第七十九条の三第一項又は第二項の規定により長期借入金の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。	
一 借入れを必要とする理由		一 借入れを必要とする理由	
二 長期借入金の額		二 長期借入金の額	
三 借入先		三 借入先	
四 長期借入金の利率		四 長期借入金の利率	
五 長期借入金の償還の方法及び期限		五 長期借入金の償還の方法及び期限	
六 利息の支払の方法及び期限		六 利息の支払の方法及び期限	
七 その他知事が必要と認める事項		七 その他知事が必要と認める事項	
2 前項の申請書には、長期借入金の使途を記載した書面その他知事が必要と認める書面を添付しなければならない。		2 前項の申請書には、長期借入金の使途を記載した書面その他知事が必要と認める書面を添付しなければならない。	
(償還計画の認可の申請)		(償還計画の認可の申請)	
第二十条 法人は、法第七十九条の四の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、法第二十七条第一項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。		第二十条 法人は、法第七十九条の四の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、法第二十七条第一項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。	
一 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先		一 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先	
二 長期借入金の償還の方法及び期限		二 長期借入金の償還の方法及び期限	
三 その他知事が必要と認める事項		三 その他知事が必要と認める事項	
第二十一条 第二十三条 (略)		第十九条 第二十二条 (略)	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。